

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第4回期日（20200207）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第1258号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告1 外5名

被告 国

原告ら代理人意見陳述

2020（令和2）年2月7日

大阪地方裁判所第11民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 三輪 晃 義

今日陳述した準備書面で私たちがどのような主張をしているかについて、概略を述べます。

まず、日本国憲法や現行民法が制定された頃から現在までの間に同性愛者らを取り巻く社会状況が大きく変化している点について説明します。

日本国憲法が制定された1946年当時、同性愛は一種の病気であり異常な性欲だと一般的に認識されていました。それが1980年以降、同性愛は精神医学の分野で治療の対象から外され、異常性欲であるとの認識が改められるようになっていきます。

このような同性愛に対する認識の変化は、同性婚を巡る議論ともリンクしています。1980年以前、研究者は「同性婚の如きは婚姻ではない」とか「婚姻が男女の結合であることは婚姻の社会的本質からいって当然である」などと説いていました。それが、1980年以降、「婚姻と生殖との関係は必ずしも密接不可分であるとは言い得なくなっている」という指摘など、従来の学説に疑問を呈する見解が広く唱えられるようになります。社会状況の変化を示す顕著な裁判例が「府中青年の家事件」東京高裁判決です。同判決は「行政当局としては、その職務を行うについて、

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第4回期日（20200207）で提出された書面です。

少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されない」と述べるに至ります。

現在では、同性愛者らを取り巻く社会状況は1980年当時よりもさらに進んでいます。諸外国では同性カップルの法的保護が広がり、各種世論調査では同性婚への賛成が多数を占めるようになり、同性婚法案が国会に提出されるようになり、同性愛や同性婚に対する理解はますます進んでいます。

このように、同性愛者らを取り巻く社会状況が大きく変化していることは、同性婚を認めないことの合憲性判断にあたって十分に考慮されなければなりません。

次に、憲法24条1項の「両性」という文言を根拠として憲法が同性婚を想定していないとする国の主張が誤っていることについて説明します。

憲法の教科書にも書かれているとおり、憲法の条項を解釈するにあたっては文言の辞書的な意味だけを見るのではなく、憲法の理念や憲法上の他の規定と照らし合わせて整合性のある解釈をしなければなりません。最高裁判所も、従来から文言にとらわれずに解釈する手法をとってきました。例えば、外国人に人権保障を認めたマクリーン事件最高裁判決が挙げられます。憲法第三章の表題は「国民の権利及び義務」とされていて、文言上外国人は含まれていません。しかし、最高裁は、外国人にも性質上可能な限り人権保障を認めるとしています。これは、文言のみにこだわった解釈を最高裁が否定していることの現れです。

同じことは憲法24条1項にもいえます。憲法24条1項は「両性」という文言が使われていますが、その解釈にあたっては、個人の尊厳などの基本原理、憲法24条1項が制定された経緯、国際的視点を踏まえなければなりません。

ところが、国は憲法24条1項の文言のみにこだわって憲法が同性婚を想定していないという主張に終始しています。この主張が誤りであることは明らかです。

さらに私たちが指摘したいのは、先ほど述べたような同性愛者らを取り巻く社会

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟（大阪地裁）・第4回期日（20200207）で提出された書面です。

の変化を踏まえて憲法解釈をしなければならないということです。

仮に、憲法制定当時の社会状況下において同性婚が想定されていなかったとしても、それによって現在同性婚を認めていないことが合憲ということにはなりません。先ほど述べたような社会変動を踏まえると、現在、同性婚を想定しなければならない状況になっていることは明らかです。この点は合憲性審査においても十分に検討されなければなりません。

また、今日陳述した準備書面では、婚姻の自由侵害や平等原則違反について訴状で述べた主張をさらに詳細に展開し、同性婚を認めないことが憲法に違反していることを明らかにしています。

最後に、本件の訴訟追行のあり方について付言します。民事訴訟法2条は、「信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない」と定めています。しかし、国は、原告らの求釈明に対してなんら実質的な回答をせず、憲法24条1項の文言のみにこだわった形式的かつ抽象的な主張に終始しています。改めて、民事訴訟法が定める信義誠実の原則に従って本件審理が行われるよう求めます。

以 上